

裁 決 書

審査請求人 ●●●●

審査請求人が令和3年7月16日付けで提起した、青梅市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月23日付けで審査請求人にした保有個人情報訂正請求不承認決定処分（以下「本件処分」という。）にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和3年12月20日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「答申」という。）を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成31年3月29日、実施機関に対し、「平成30年3月26日付けで貴職あて「再審議の申し立て」に係る処理についての一切の関係書類」を内容とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、平成31年4月11日、本件開示請求を承認する決定をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年7月12日、本件開示請求を承認する決定により、実施機関の不作为等が判明したとし、改めて決定を求める旨の審査請求をした。
- 4 実施機関は、令和元年7月31日、令和元年7月12日付け審査請求に対し、①審査請求の趣旨を逸脱した請求であること、②本件開示請求を承認する決定によりその目的が達成され、当該決定が取り消されることにより救済されるべき審査請求人の権利または利益は存在しないこと

から、不適法であり、補正することは不可能であることから、当該審査請求を却下する旨の裁決を行った。

- 5 審査請求人は、令和3年1月7日、実施機関に対し、「平成30年3月26日付けで貴職あて「再審議の申し立て」に係る処理についての一切の関係書類」を内容とする保有個人情報削除請求（以下「本件削除請求」という。）をした。
- 6 実施機関は、令和3年1月21日、本件削除請求にかかる保有個人情報は青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）第6条第1項、第2項および第3項の規定に反しないことを理由として、本件削除請求を不承認とする決定をし、保有個人情報開示請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知した。
- 7 審査請求人は、令和3年3月26日、実施機関に対し、保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）をした。
- 8 実施機関は、令和3年4月23日、本件訂正請求に対して本件処分をし、保有個人情報訂正請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知した。
- 9 審査請求人は、令和3年7月16日、本件処分を不服とし、本件審査請求をした。
- 10 実施機関は、令和3年8月24日、本件審査請求について、青総文第●号により、審査会に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- 11 前記10の諮問を受けた審査会は、令和3年8月24日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。
- 12 前記11の求めを受けた審査請求人は、令和3年9月24日、審査会に反論書を提出した。
- 13 審査会は、令和3年11月10日、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関による意見陳述、審査請求人による意見陳述および委員による協議を行った。

審査請求人および実施機関の主張の要旨

答申における「4 審査請求人の主張の要旨」および「5 審査請求に対する実施機関の説明要旨」のとおりである。

裁 決 の 理 由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、答申における「1 審査会の結論」および「6 審査会の判断」と同様であり、本件訂正請求を不承認とした本件処分は適法かつ適正であるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月28日

青梅市長 浜 中 啓 一

（教示）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。